

第1回移動等円滑化評価会議沖縄分科会

議事録

令和元年7月24日(水) 10時~12時

沖縄総合事務局運輸部 5階 海技試験室

司会 (児玉) /内閣府沖縄総合事務局 運輸部企画室 専門職

おはようございます。それでは定刻となりましたので、これより、第1回移動等円滑化評価会議沖縄分科会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。私は沖縄総合事務局運輸部企画室の児玉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は「NPO 法人バリアフリーネットワーク会議」様からのご提案によって、マイクを通して話した内容が瞬時に文字化されてスクリーンに表示されるというコミュニケーション支援、会話の見える化アプリ「UD トーク」というものと、手話通訳を併用して、会議を行ってまいりたいと思います。

本日の議事内容に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。まず一つ目に、議事次第、そして、出席者名簿、配席図、

資料1「移動等円滑化評価会議の設置について」および別紙の1から4。

資料2「移動等円滑化評価会議沖縄分科会設置要綱(案)」

資料3「移動等円滑化評価会議沖縄分科会委員名簿(案)」

資料4「基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況」

資料5「沖縄総合事務局運輸部の取り組み」

資料6「沖縄総合事務局開発建設部における最近の主な取り組み」

資料7「那覇市バリアフリー基本構想策定に関する取り組み」

資料8「建築物の委任条例の制定状況」

資料9「平成30年度那覇空港・国際通り・バスターミナルしょうがい者・高齢者観光案内所沖縄バリアフリーツアーセンター運営実績報告書」

参考資料「那覇第2合同庁舎3号館UDレビューについて」

参考資料「都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況」

となります。過不足がございましたら事務局までお申し付けください。それでは、開会挨拶としまして、沖縄総合事務局の石谷部長より挨拶をお願いいたします。

石谷 /内閣府沖縄総合事務局 運輸部 部長

皆さんおはようございます。沖縄総合事務局の石谷でございます。本日はお忙しい中、第1回移動等円滑化評価会議沖縄分科会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて皆様すでにご承知と思いますが、昨年11月のですね、沖縄地方バリアフリー推進連絡会議でもご説明をさせていただきましたが、昨年の5月に改正

バリアフリー法が公布され、そして昨年の 11 月に一部を除いて施行されております。

この改正法におきましては、基本理念として共生社会の実現、社会的障壁の除去の明確化、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進の位置付け、それから市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設、そして貸切バスや遊覧船などが新たに法の適用対象となりまして、バリアフリー基準適合の義務化がされるなどの措置が講じられましたほか、国が高齢者、障害者などの関係者で構成する会議を設置いたしまして、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する旨の努力義務規定が設けられました。

これを踏まえまして国土交通省におきましては、移動等円滑化評価会議を設置し、定期的に移動等円滑化の進展状況を把握評価していくということとしておりまして、今年 2 月にこの本日開催いたします沖縄分科会の親会にあたります「第 1 回移動等円滑化評価会議」が国交省におきまして開催されたところでございます。

この会議におきましては、全国の進展状況のほか、東京だけで見るとはならず、地域の状況を把握する必要があるという声が多数ありましたことから、地域におけるバリアフリー化の進展状況を把握して評価する仕組みとしての地域分科会の設置が決定をされました。

この際委員の皆様からは、当事者である私たちも地域のネットワークの中で好事例、あるいは課題の発信を共有化することで、役割を果たすことができることも大事な取り組みである、あるいは地域間格差も大きな問題なので、先進的な地域の取り組みを次のガイドラインに反映してもらいたいといったような、地域分科会に期待をするご意見も多数寄せられたところでございます。

これを受けまして、沖縄総合事務局といたしましても、昨年度まで開催をしておりました沖縄地方バリアフリー推進連絡会議を発展的に解消し、新たに沖縄分科会を設置することといたしました。この仕組みを活用いたしまして、今後も沖縄におきましては、公共交通をはじめ各種インフラの整備が引き続き推進されるところでございます。

こういった中で、皆様とともに沖縄におきまして、より一層高い水準のバリアフリー化を進めてまいるとともに、後ほど親川様の方からお話があるかもしれないかもしれませんが、バリアフリー取り組みの中で高齢者障害者に加えまして、外国人のお客さまからのいろいろな照会も増えているといったような新聞報道等もございました。

そういった中で様々な方への対応ということも含めまして、沖縄の進めている政策、意向意見あるいはご提言などあるいはその取り組みをですね、しっかり東京の方へ伝えて発信してまいりたいというふうに思っておりますし、皆様にはぜひですね、活発なご議論、ご意見を賜りますよう、ぜひよろしくお願い申し上げまして私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（児玉） /

ありがとうございました。それでは議事に移らせていただきます。議題 1 としまして「移動等円滑化評価会議沖縄分科会の設置について」議題 2 「沖縄における移動等円滑化の進捗状況について」議題 3 「沖縄総合事務局の取り組みについて」議題 4 「委員からの報告について」の説明をさせていただき、最後に意見交換をさせていただくこととしております。10 時までの 2 時間を予定しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題 1 に入らせていただきます。「移動等円滑化評価会議沖縄分科会の設置について」沖縄総合事務局運輸部企画室の三宅室長よりお願いいたします。

三宅/内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室長

皆さんこんにちは。沖縄県総合事務局運輸部企画室の三宅と申します。私の方からまず移動等円滑化評価会議沖縄分科会の設置についてご説明をさせていただきます。お手元の資料 1、右上に資料 1 と振らせていただいておりますがご覧ください。先ほど部長の石谷の方からのご説明と重複する部分が多いので簡略にご説明をさせていただきます。

一番上ですねローマ数字 I、会議設置とありますが、これは本省の総合政策局安心生活政策課に設置をされました会議の役割のものでございます。設置の趣旨でございます通り、昨年改正バリアフリー法を受けて以下のように位置づけられているということで二つ書いてございます。

一つが評価会議は関係行政機関および高齢者障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成し、定期的に移動等円滑化の進展状況を把握し評価するという。それから二つ目として、評価会議その他関係者の意見を反映するために必要な措置を講じた上で、適時にかつ適切な方法により検討加え結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるという規定が創設をされております。

次のページめくっていただきまして、一番上にローマ数字の II. 第 1 回評価会議の概要とございまして、1. に議題が大きく四つ用意されておりました。

一つが移動等円滑化評価会議の設置、それから改正バリアフリー法について、これから沖縄も併せてご説明いたしますが、移動等円滑化の進展状況について、それからその他ということになっておりました。

下ですね 2. の概要をご覧ください인데요、上から二つ目の段落ですが、地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、および評価するため、10 ブロックに「地域分科会」を設置することとされたということで、本省の会議の方でこの地方分科会の設置が決定をされたところでございます。

続いて別紙 1 が設置についてという国土交通省の趣旨ペーパーになっております。別紙 2 が評価会議に入っております各委員様の名簿、別紙 3 が評価会議の運営規則、別紙 4 が地域分科会の設置についてということで決定された内容になっております。こちらですねお時間も今日限られておりますのでまた後ほど時間のある時にご覧いただければというふうに思います。

続きまして、右上に資料 2 と振っております設置要綱案をご覧ください。よろしいでしょうか。

あの初回でございますので、恐縮ではございますが、読み上げさせていただいて、皆さんに確認いただければと思っております。

移動等円滑化評価会議沖縄分科会設置要綱（案）

第 1 条（目的）移動等円滑化評価会議沖縄分科会（以下「分科会」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項及び第 52 条の 2 の規定に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が、定期的に沖縄の移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するとともに、必要な取組の検討等を行い、もって沖縄の移動等円滑化の推進を図ることを目的とする。

第 2 条（構成）分科会の委員は、別紙のとおりとする。後ろに別紙がついておりますので今日ご出席いただいております皆様でございます。第 2 項、分科会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させるこ

とができる。

第3条（任期）委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第2項、委員は、再任することができる。

第4条（会長）分科会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

第2項、会長は、分科会の事務を掌理する。

第3項、会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第5条（分科会の運営）分科会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室及び開発建設部建設行政課に置く。

第2項、分科会の事務局長は、内閣府沖縄総合事務局運輸部長とする。

第3項、前2項のほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

第4項、分科会の議事録は、特段の理由がある場合を除き、公開するものとする。

次のページでございます。

第6条（実施事項）分科会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

第1号、沖縄の移動等円滑化の進捗状況の把握・評価。

第2号、沖縄の事業者や自治体等による先進的な取り組みの共有・横展開。

第3号、沖縄の移動等円滑化を推進するために必要な取組を検討。

第7条（協議内容の取扱い）分科会において協議した内容は、事務局より国土交通省総合政策局公共交通政策を、すいません失礼いたしました。公共交通政策部の箇所をとっていただけますでしょうか。大変失礼いたしました。総合政策局安心生活政策課で

ございます。総合政策局安心生活政策課に報告する。

附則第1項、この要綱は令和元年、本日から施行する。

第2項、沖縄地方バリアフリー推進連絡会議（平成22年3月16日設置）は廃止する。

以上でございます。皆様からご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、案を取らせて頂きまして、協議内容の取扱い第7条の公共交通政策部を取らせていただきまして、(案)を取って本日付で施行させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、同設置を1ページ目に戻っていただきまして、第4条（会長）でございます。分科会に会長を置き、委員の互選により選任するとなっておりますが、委員の皆様からご推薦などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら事務局案として沖縄地方バリアフリー推進会議でも座長になっていただきました、NPO法人エンパワメント沖縄、それからNPO法人沖縄県障害者スポーツ協会理事長であられます高嶺先生にお願いできればと思いますが皆様いかがでしょうか。高嶺先生よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、設置要綱の第4条第3項でございますが、会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると規定をされております。高嶺会長の方からご指名をいただけますでしょうか。

高嶺／NPO法人エンパワメント沖縄 理事長

NPO法人沖縄県障がい者スポーツ協会 理事長

この第4条第3項に関する職務代理者ですけど

も、NPO 法人バリアフリーネットワーク会議の親川修さんを指名したいと思います。皆さんいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。親川さんよろしいでしょうか？

親川／NPO 法人バリアフリーネットワーク会議 代表者

はい。

三宅／

ありがとうございます。そうしましたら会長に高嶺先生になっていただきまして、職務代理者として親川さんになっていただくということで決定をさせていただきます。ありがとうございます。次第1はここまでです。

司会（児玉）／

ありがとうございます。ただいま、NPO 法人エンパワメント沖縄NPO 法人沖縄県障害者スポーツ協会の高嶺理事長が会長に選出されました。以降本日の議事の進行は高嶺会長にお願いしたいと思います。なお、時間の都合上、質疑応答は議事が全て終了した最後に行います。それでは高嶺会長よろしくお願いたします。

高嶺／

皆さん、改めまして、おはようございます。沖縄バリアフリー推進連絡会に引き続いて、会長を務めさせていただきますけども、また引き続きですね皆さんのご協力を得て進めていきたいと思ひます。そこで、今日は最初の会議ですので、各委員からですね所属とお名前をちょっと時間がないのですが、簡単にですね紹介していただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

高嶺／

会長の高嶺です。

親川／

はい、沖縄バリアフリーネットワーク会議の親川でございます。

真栄城／社会福祉法人那覇市社会福祉協議会 地域福祉課長

おはようございます。那覇社会福祉協議会地域福祉課の課長の真栄城と申します。どうぞよろしくお願いたします。名簿は2番の方ですね。

山田／公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会 会長

おはようございます。公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会会長、山田圭吾です。よろしくお願いたします。

山城／社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会 会長

おはようございます。私沖縄県身体障害者福祉協会の会長の山城充正です。よろしくお願いたします。

知花／社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会 会長

おはようございます。沖縄県視覚障害者福祉協会の知花です。よろしくお願いたします。

本田／一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会 事務局 局長

皆さんおはようございます。沖縄県聴覚障害者協会事務局本田と申します。今日は代理でまいりました、よろしくお願いたします。

新城／公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会 事務局 局長

おはようございます。名簿の9番目になりますが、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会の事務局長してます、新城智美と申します。よろしくお願いいたします。

田中／公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会 理事長

おはようございます。名簿の10番になります。公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会、知的障害者の保護者の組織であります、理事長をしております田中寛といいます。よろしくお願いいたします。

大城／沖縄県発達障害者支援センター 地域療育課長

おはようございます。名簿の11番になります。沖縄県から委託を受けております発達障害者支援センターの課長しております、大城といいます。よろしくお願いいたします。

宮城／沖縄都市モノレール株式会社 運輸部長

名簿の12番の沖縄都市モノレールの運輸部長をしております、宮城です。よろしくお願いいたします。

慶田／一般社団法人沖縄県バス協会 専務理事

おはようございます、沖縄県バス協会慶田でございます。よろしくお願いいたします。

津波古／一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会 事務局長

おはようございます。県ハイヤー・タクシー協会の津波古です。よろしくお願いいたします。

饒波／一般社団法人沖縄旅客船協会 専務理事

おはようございます。名簿の15番、一般社団法人沖縄旅客船協会、専務理事前里正の代理で業務課長の饒波といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

与古田／一般社団法人沖縄県レンタカー協会 専

務理事

おはようございます。沖縄県レンタカー協会の与古田と申します。よろしくお願いいたします。

国頭／那覇空港ビルディング株式会社 経営管理部施設課長

おはようございます。名簿の18番、那覇空港ビルディングの国頭と申します。よろしくお願いいたします。

金城／一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 誘客事業部長

はいおはようございます。20番になりますね。沖縄観光コンベンションビューローの金城と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

宮城／沖縄県企画部 交通政策課長

20番の沖縄県企画部の交通政策課長の宮城と申します。よろしくおねがいます。

仲本／沖縄県土木建築部 副参事

沖縄県の土木建築部施設建築課課長代理で参りました仲本と申します。よろしくお願いいたします。

大城／沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課長

はいおはようございます。名簿の22番のですね、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長の宮城です。よろしくお願いいたします。

有馬／沖縄県文化観光スポーツ部 観光資源班長

おはようございます。名簿の23番のですね。沖縄県の観光振興課の有馬と申します。本日課長の雉鼻の代理で参加をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

小林／沖縄県警察本部交通部 交通規制課交通管制官

はいおはようございます。名簿25番になります。
沖縄県警交通規制課交通管制官の小林と申します。
よろしく願いいたします。

島袋／那覇市都市みらい部 都市計画課長

おはようございます。名簿の26番になります。
那覇市都市みらい部都市計画課の島袋と申します。
どうぞよろしく願いいたします。

新垣／那覇市福祉部 福祉政策課長

おはようございます。名簿の27番の那覇市福祉
部福祉政策課の新垣と申します。どうぞよろしくお
願いいたします。

平良／那覇市子どもみらい部

おはようございます。名簿28番の那覇市子ども
みらい部平良課長代理で山城です。よろしくお願
いいたします。

仲根／NPO 法人沖縄県脊髄損傷者協会 理事長

はい名簿4番、NPO 法人沖縄県脊髄損傷者協会
の仲根と申します。よろしく願いいたします。

高嶺／

ありがとうございました。それでは、議題に従っ
てですね、進めてまいりたいと思います。議題2の
沖縄における移動等円滑化の進捗状況についての
説明を、運輸部企画室三宅室長、および開発建設部
建設行政課の天津課長よりお願いいたします。

三宅／

それではお手元の資料4をご用意ください。右上
に資料4と番号が振ってあります。基本方針に定め
る移動等円滑化目標達成状況ということで、バリア
フリー法に基づきまして基本方針というものを、国
により定めております。

そちらの方にいろいろと円滑化の目標というもの

が位置づけられておりまして、その達成状況につ
いて、全国と沖縄の数字をご覧いただきたいと思
います。

めくっていただきまして1ページ目ですけれど
も、ちょっと字が小さくて恐縮なんです
が、一番左側に鉄軌道バス船舶など
ですね、対象施設であつたり車
両が記載をされています。

その一つ右側に2017年度版現状とありますが、昨
年度末ですね、昨年度末の数字が記載をされていま
す。一番右側に基本方針に定められております2020
年度末までの目標というものが定められておりま
す。こちらは全部触れるわけではなくてですね赤字
部分が今年の4月から新たに追加されているもので
ございますのでこちらについて簡単に触れたいと思
います。

上からですね。貸切バス車両というのがございま
す。先ほど石谷の方からご説明させていただきました
が、貸切バス車両についても、バリアフリー基準の
適合義務化がなされました。そういったところで新
たに約2100台という目標が新たに設定をされてお
ります。

それから旅客船（旅客不定期航路事業の用に供す
る船舶）ということで、これも先ほど申し上げまし
た通り遊覧船などの旅客不定期航路についても、バ
リアフリー基準の適合義務化がされております。目
標値は右に書いてある通りになっています。

それからさらに二つ下、航空機ですけれども、原
則100%という目標に変わっております。元々はこ
れ約90%という目標でしたが上乗せをしております。

それから次のタクシー、福祉タクシー車両ですけ
れども、こちら約4万4000台というものが、2020
年度末までの目標になっております。こちらとも

と約 2 万 8000 台だったものが上乗せをされたものになっています。このうちですねちょっと見ていただきたいのが、貸切バス車両と福祉車両については台数ということになっておりまして、他のものは割合で記載をされているんですがここは特徴的な数字になっています。

理由といたしましては、貸切バスであったり福祉タクシーについては、予約ができる、予約するものということで一定の数を確保をするということを目標としてまずは数字を設定しているところでございます。

次のページをお開きください。まず旅客施設についてご説明いたします。3 ページにお進みください。鉄軌道駅のバリアフリー化の推移ということで1日当たりの平均的な利用者 3000 人以上の鉄軌道駅について、原則全て移動等円滑化を実施することになっております。現状数字が一番右にあります通り、ブロックですとか段差ですとか、障害者用トイレについて記載の通りの数字になっております。

次のページ見ていただきますと、こちらが地域別ということで地域分科会設置されております 10 のブロックに分けた数字ですけれども、沖縄で見ますと対象駅が 14 駅、沖縄は全て対応をされているという状況です。

市立病院前のみ 3000 人以下ということで対象外になっているんですが、市立病院前についても実施対応されている状況でございます。

次のページをご覧くださいまして 5 ページ目が、ホームドアの設置状況でございます。こちらですね可能な限り設置を促進するということになっておりまして、交通政策基本法に基づく交通政策基本計画においては約 800 駅の整備を行うという目標が別途定められております。平成 29 年度末では全国で 725 駅ということで、モノレールさんにおきましては全駅対応されているという状況でございます。

次のページ、6 ページ目を御覧ください。バスターミナルのバリアフリー化の推移でございます。こちらが一番の目標でございますが、1 日当たりの平均的な利用者数が 3000 人以上であるバスターミナルについて、原則全て移動等円滑化を実施することになっております。現状の数字は下の表にある通りでございます。

次のページ、7 ページめくっていただきまして、これがバスターミナルの地域別のバリアフリー状況になっております。地域別でみると、東北、北陸信越、中部、近畿、中国、沖縄の進捗率が高いでありますけれども、沖縄につきましては、該当が 3000 人以上ということで那覇バスターミナルのみとなっております。一方で利用者数は 1 日 3000 人未満ということで言うと、具志川であったり屋慶名、名護、石垣の四つがございますが、具志川を除いては実施されていない項目があるというのが今現状でございます。ご参考までです。

次のページ 8 ページです。こちらが旅客船ターミナルのバリアフリー化の推移でございます。こちら 1 日当たりの平均的な利用者数が 3000 人以上である旅客船ターミナルという事で、原則全て移動等円滑化を実施することになっております。平成 29 年度末の数字については下の表にある通りでございます。

次のページ 9 ページに進んでいただきまして、こちらが、旅客船ターミナルの地域別の数字になっております。1 日平均 3000 人以上の旅客船ターミナルということで一番右の沖縄圏にありますがこちらは石垣港離島ターミナルのみということになっておりまして、全て対応済みということになっております。他の旅客船ターミナルについては対応されていないところもあるというのが現状でございます。

次のページ、10ページ進んでいただきまして、次が航空ですね。航空旅客ターミナルのバリアフリー化の推移でございます。こちら1日当たりの平均的な利用者数が3000人以上であるターミナルについて、原則全て移動等円滑化を実施するということになっております。平成29年度末の数字はその表にある通りでございます。

11ページ目に進んでいただきまして、こちらが地域別、航空旅客ターミナルの地域別の数字になっております。沖縄を見ていただきますと航空旅客ターミナル数は5ということになっておりまして、このうちですね、段差の解消だけ4ということになっております。こちらは宮古空港でございまして、あのボーディングブリッジの一部に段差があるというふうに伺っております。今年度国の補助事業を活用いたしましてその段差も解消されるということで、こちら100%になる見込みでございます。

続いて、12ページにお進みください。車両でございます。13ページに行ってくださいまして、鉄軌道車両のバリアフリー化の推移でございます。こちらの基本方針の目標では総車両数約52000両に対して約70%についていろいろと円滑化を実施するということになっております。こちら平成29年の数字見ていただきますと、すでに目標をおおむね達成しているという状況になっております。

次の14ページ目が地域別の数字になっております。沖縄を見ていただきますと36両ということで沖縄都市モノレールさんの方で全て対応をされているという状況でございます。

続きまして15ページにお進みください。ノンステップバスの導入の推移でございます。まず全国の数字です。目標ですけれども、一番上にございます通り、総車両数約6万台から適用除外認定を受けた

1万台を除いた5万台という設定をしていますが、この7割にあたる35000台について、ノンステップバスとするという目標を掲げております。現状は平成29年度で56.4%ということになっております。

次のページがですね、リフト付きバスということで適用除外認定車両を受けた車両について、その約25%に当たる約2500台をリフト付きまたはスロープ付きバスとするということになっております。こちらについては平成29年に5.9%ということで、なかなか進捗がしていないのが、実際の状況でございます。

次のページ見ていただきまして17ページですが、ノンステップバスと、リフト付きバス等の導入状況ということで、上がノンステップバスの導入状況です。見ていただきますと全国一番右が56.4%ですが、沖縄は70%ということになっております。こちら、県の方で熱心に取り組まれたということで数字が上がっております。

下の方ですけれども、リフト付きバス例えば高速バスですとか観光バスにリフトをつけるということですけれども、全国で見ると5.9%、一番右下でございますが1割を満たない導入状況ですが、沖縄では21.9%ということで若干高い数字になっております。

この部分につきましては、一番後ろの方に参考資料3ですね、すいません参考資料3の方に少し飛んでいただけますでしょうか。わかりづらい表の資料があるかと思うんですけれども、表の方に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

これ見ていただきますと、一番左の列が総車両数となっております。次は対象車両数ということで適用除外認定を受けた車両を除いた数字になっております。一番下見ていただきますと、沖縄は799台

あるうちの415台が対象車両数ということで残りの部分は384台ですが、適用除外認定を受けているという状況です。

これにつきましては全国との比較で沖縄の特徴になっていまして、平成12年に導入された車両が多いということと、観光が主要産業になっているということで、適用除外認定を受けている車両の割合が高いと、全国で見ますと23.5%なんですけど、沖縄では48.1%ということになっております。

それからですね、次見ていただきたいのが対象車両数のもう一つ右にいていただきますと、基準適合車両数とありまして、左側に合計右側に、ノンステップというものがございまして、沖縄で見えていただきますと362台、その内の291台がノンステップになっておりまして、全国で見ると39875台に対してノンステップが26002台となっております。

特徴として先ほど申し上げました通り基準適合車に占めるノンステップの割合が高いということが特徴として挙げられまして、全国では65.2%ですが、沖縄では80.4%という数字になっております。

資料4の方に戻っていただきたいんですが、続いて、18ページにお進みください。よろしいでしょうか。福祉タクシーの導入の推移でございまして、こちらの平成32年度末までに約44000台の福祉タクシーを入れると、ユニバーサルデザインタクシーUDタクシーも含むということですが、こちらについては平成29年度末で20113台となっております。

次のページめくっていただいて、福祉タクシーの導入状況を地域別ですけれども見ていただきますと、沖縄314台、これがどんなもんか感覚つかめなと思いますので、全車両数で申し上げますと、5119台となっております、5119分の314ということだ

いたい6.1%ぐらいが福祉タクシーになっているという状況です。全国で見ますと、20113台とありますが、全国23万台ぐらいありますので、だいたい8.7%ということで、沖縄よりは若干高い数字になっています。

沖縄の特徴といたしましては、この314台福祉車両のうち101台がUDタクシーということでだいたい32.2%がUDタクシーになっています。

一方全国で見ますと、20113台のうち、UDタクシーが4772台ということで23.7%ということで、沖縄で言う福祉タクシーに占めるUDタクシー周囲の割合が若干高いという特徴がございまして。

次のページ進んでいただきまして20ページです。こちら旅客船のバリアフリー化の推移でございまして、目標としては約50%あたり約400隻について平成32年度末までに移動円滑化を実施するとなっております、今現状は下の表の通りでございまして。

次のページ21ページ行っていただきまして、こちらも続いて、全国の数字ですけれども、1日当たりの平均的な利用者数が5000人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については原則全て移動円滑化を実施するという目標もあります。こちらにつきましては平成29年度末までで48.9%ということで、まだまだ頑張らないといけない状況にはございまして。

次に22ページに進んでいただきまして、この旅客船のバリアフリー状況の地域別の数字でございまして。まず上ですね旅客船というのから見ていただきますと、沖縄のところですね、45隻に対して32が基準適合するというので71.1%が適用しているという状況です。全国43.8%ですの比較的高い適合率になっています。

このうち13隻が基準不適合ということなんですけ

れども、4隻はすでに対応措置済みでございまして、2隻は代替予定もあるということで、来年度に向かって数字はさらに上がってくるという状況でございます。

②番が1日当たりの平均的な利用者数が5000人以上である旅客船ターミナルに就航する客船ということで、沖縄22とありますが全てこれ石垣港離島ターミナルに就航する船でございます。こちらについては15隻が基準に適合しているという状況でございます。

続いて23ページに進んでいただきまして、航空機のバリアフリー化の推移でございます。これは全国の数字のみでございます。目標としては原則全て移動等円滑化を実施するというようになっておりまして、平成29年度末で97.8%ということで、おおむね対応されてきているという状況でございます。続いて道路については開発建設部の方からご説明させていただきます。

天津/

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課、天津です。着座して説明させていただきます。よろしく申し上げます。24ページから道路がありました。

25ページ、道路のバリアフリー化の推移の数値になっております。原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について平成32年までに、移動円滑化を実施するというところで、平成29年現在で全国ですと89%。

26ページ進んでいただきまして地域別ですが沖縄につきましましては右下4.3キロのうち3.8キロを実施済みで88.4、この差ですね。首里駅モノレール首里駅の延伸部分について一部、まだ未整備の部分がありまして、延伸に合わせて整備すると伺っておりますのでその頃には100%になる予定になって

おります。

27ページ都市公園で、28ページ進んでいただきまして、都市公園のバリアフリー化の推移、全国ですが、園路および広場、および駐車場の設置する都市公園の約60%、便所の設置された都市公園の約45%について平成32年度までに移動円滑化を実施することになっておりまして、平成28年度現在の各施設の移動円滑化実施率が全国で示されています。29ページでご覧いただきまして、その中の沖縄になります。

園路および広場については総数767のうち、基準適合の数が324、実施率が42.2%ということで全国に比べると若干低い状況になっております。駐車場につきましましては、総数168、基準適合の111実施割合として66.1%、また便所につきましましては、ちょっとこれ線が消えていて、504です。そのうち、250実施しておりまして49.6%、こちらの2ヶ所については全国に比べると若干比率が高い状況になっております。

続きまして30ページから路外駐車場になります。特定路外駐車場の約70%について、平成32年度までに移動円滑化を実施するというところで全国では平成29年度現在63%、こちらの32ページになりますが沖縄につきましましては総数105に対して基準適合の数が19という形ですね、18.1%の割合となっております非常にちょっと全国に比して低い状況となっております。

33ページから建築物になります。34ページ、建築物のバリアフリー化の推移という形で2000㎡以上の特別特定建築物の総ストックの60%について平成32年度までに移動等円滑化を実施するという形でこちらちょっと全国の数値しかなくてですね平成29年度現在で58.8%となっております。

続きまして 35 ページに進み、全国における基本構想の作成状況という資料へ移りまして、基本構想を 303 市区町村において作成されていて作成率が約 2 割となっております。

36 ページ、基本構想の作成状況についてはですね 41 市町ありまして 1 ヶ所のみで作成済みでしてその 1 箇所がどこかというですね、めくっていただいて 37 ページ右上の方ですね。沖縄県において、宮古島市の方に置いて基本構想策定されているという状況となっております。基本方針に定める移動円等円滑化目標達成状況については以上です。

高嶺／

はいどうもありがとうございました。
それでは、まだ引き続いてですね、議題 3 の沖縄総合事務局の取り組みについての説明を同じお二人にですね三宅室長、それから天津課長に引き続いて説明をお願いしたいと思います。

三宅／

はい。説明が続きまして恐縮ですけれども手元に資料の 5 に沖縄総合事務局運輸部の取組と書いてある資料をご用意ください。めくっていただきまして、本日四つご紹介したいと思っております。

バリアフリー推進協定制度と、那覇空港に置ける取り組み、それから子ども見学デー、バリアフリー教室以上 4 点です。

2 ページ目に進んでいただきまして、沖縄総合事務局運輸部バリアフリー推進協定制度というもので、これ今年の 1 月末に創設させていただきました。狙いとしましては我々沖縄総合事務局の中でもですね、やはり人が限られているという状況がございます。一方で民間事業者の中には熱心にですね、バリアフリーの推進を図っておられる方々がたくさんいらっしゃるという現状もあろうかと思っております。

そういった中で、我々の方からこの沖縄総合事務局運輸部のパートナーであるということをご名乗っていただいて、活動しやすくなるということはないかという発想で始めさせていただきました。我々の方からは、このパートナーの名称の使用をしていただいて構いませんということと、パートナーが実施される取り組みに対してできる限りの協力をさせていただきますということにしています。

パートナーの皆様にはバリアフリー推進の取り組みを実際にやっていただくということとこの後ご説明するようなバリアフリー教室だったり様々取り組みに対して協力をお願いしているというようなものでございます。これについては親川委員の特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議様と協定を結ばせていただいている状況です。

下にですねちょっと細かい字でいろいろ制度内容と書いてあって URL も書かしていただいているんですが、ご関心ある団体さんがいらっしゃれば、ご覧いただいてですね、ぜひ問い合わせをいただいて我々と協定を結んでですね、バリアフリー推進を図っていただければというふうに思っております。企画室の方にご連絡いただければというふうに思っております。随時募集をしております。

続いて 3 ページ。那覇空港における取り組みということで 4 ページにお進みください。那覇空港における実証調査の実施ということでこちら昨年 11 月にですね、沖縄地方バリアフリー推進連絡会議、皆様にご参加いただきましたけれども、そこで問題提起をいただいたのをきっかけとして、実施させていただいたものでございます。

背景に書いてあります通り、あの 1 階の到着口青色に塗られている部分あるかと思うんですけれども、身障者の方の専用の乗降所になってはいますが、そこに対象でない車が停車をしているということ

で実際に身障者の方が停車できないケースが多発しているという現状がございました。羽田空港で見てもやはり使われておりましたので、なかなか全国的にもまだ浸透していないのかなというふうに思いました。

それから駐車場においても同様にですね、身障者専用スペースに駐車できないケースが発生していると。便利なところにあたりしますので、急いでの方とかがですね、そこに停めちゃうというケースが多発しているんだろうということでした。

こういった中で先ほどご説明させていただきました通り、当部と協定を締結していただいておりますNPO法人バリアフリーネットワーク会議様に受委託いただきまして、それから空港事務所やエアポートパーキングの協力を得て実証調査を実施いたしました。今年の2月でございます。

下の表ですが、左側調査内容のところの接車帯のところ見ていただきたいんですけども、身障者の専用乗降場にちょっと見づらいんですが一番下に黄色の写真があって、身障者専用である旨を記載した標識を設置することの効果というものを検証いたしました。

1回目は標識なしで行い、2回目は標識を置くという形で調査をしました。効果は、不適正利用台数自体は標識があることによって23.7%減ったと。それが不適正利用時間はさらに減って41.1%ということで、あの心理的なといいますか、そういったところで効果が出たのかなというふうに私は考えております。

それから右側の駐車場です。駐車場についても、身障者用スペースの利用について、車椅子マーク等の標識を掲示した上で利用してくださいという注意喚起文を掲示させていただきました。

掲示が確認できない車両については適正使用を依頼する書面ということで右下に記録がありますけれども、目立つ形でフロントガラスに置くことを実施いたしました。効果の行にありますとおり、不適正利用台数自体は数少なかったのだけれども、10台から8台に減ったということ、それから不適正利用時間が大幅に減っているということでこちらもやはり記載されているということで、少し後ろめたい気持ちになっていただけたのかなというふうに我々としては考えております。

次のページに進んでいただきまして、実証調査で終わらせないというのが一つの狙いがございますので、空港事務所様とバリアフリーネットワーク会議様の方で引き継ぎをしていただきまして、覚書の締結をしていただきました。

バリアフリーネットワーク会議様のバリアフリーツアースタンドが空港で運営されておりますけれども、不適正利用に注意しようというときに、その注意する権限がないという問題がございましたので、那覇空港事務所と覚書を締結したということでバリアフリーネットワーク会議様が不適正利用を見かけた際に注意喚起をする権限というか、付与させていただいたということで今これに基づいて適正指導を実施していただいているところでございます。

それから我々運輸部から運輸事業者様へのお願いということで、事業者におきましては一定程度バス、タクシー、レンタカーといったところでも不適正利用が確認されましたので、関係団体の皆様に対して適正利用をお願いする文書というものを発出させていただきました。こちらが那覇空港における取り組みでございます。

続いて6ページこども見学デーにおける取り組みということで7ページにお進みください。子ども見

学デーということで2016年度から今年も8月1日に実施するんですが、行政の仕事に関心を持ってもらおうということで、沖縄総合事務局全体で子ども見学デーというものを実施しております。その中で我々は、ノンステップバスを利用したバリアフリー体験、車いすとか視覚障害、高齢者の疑似体験、こういったものを通じて、バリアフリーについての理解を深めてもらおうということでバリアフリー教室を実施しております、今年も実施する予定でございます。

最後8ページがバリアフリー教室の開催ということで一番最後の9ページにお進みください。沖縄総合事務局におきましては、バリアフリーについて理解を深めていただくということで心のバリアフリーを進めるために、毎年度、2001年度以降ですね、バリアフリー教室というものを開催させていただいております。

今年度はですね昨年のバリアフリー法の一部改正におきまして、公共交通事業者間においてハードソフト一体的な取り組みの推進というのが新たに規定されましたので、バス事業者の職員の方々を対象とした教室を開催するというのと、昨年10月にちょうど那覇バスターミナルがオープンいたしましたので検証調査を実施したいというふうに思っております。

左下に概要ございますが、参加者はバス事業者の職員様と障害者の方々、内容としては、まずバリアフリー教室ということで、座学をやって実体験をするということそれはまず事業者の職員様を対象にしたいと思っております。

それから検証調査ということでバスターミナルの中だけじゃなくてですね、まずバスターミナルにアクセスできるかということそれからバスターミナルを移動・利用することができるかどうかという

こと、それから円滑にバスに乗降できるかというそういう一連の流れのところを調査検証したいと思っております、課題を整理して対応策を検討してまいりたいというふうに思っております。運輸部の取り組みについては以上でございます。

高嶺／

どうもありがとうございました。質問は発表後ということで。

天津／

引き続きすいません。資料6と書いてある開発建設部のバリアフリーの取組についてご説明いたします。ページめくっていただいて1ページ目です。沖縄総合事務局開発建設部の役割についてということで簡単ですが、いわゆる公共インフラの整備を行っていて、河川、沖縄におけるちょっと河川は国ではダムしか作ってないんですが、河川、道路、港湾、公園、営繕というのは官公庁の施設のことでですね。

空港の整備、維持管理等を行っております、今年度令和元年度の予算ですが当初予算で1095億円を使って整備を行うこととなっております前年度比96%で若干予算減っているように見えますが、空港整備の方が一段落しております、その分を差し引くとですね、各分野、ちょっとでこぼこはしておりますがそれなりに予算伸びている分野もあるという状況になっております。

2ページ目ですね、各事業のちょっと情報が古くて大変恐縮なんですけど1点目まず、道路のバリアフリーの取り組み事例という形でですねコザ交差点で電線共同溝工事として平成27年3月に完成した事案を示しております。

歩道幅員の拡幅により安全安心な通行確保とまた更に申し訳ないのですが、整備前と整備後でちょっと写真の位置がですね、あってないんですが、何

が言いたいかという、整備前は2.0mの幅員しかなかった330号線の歩道がですね整備後は4.5mあるという形で非常に安心して通行できるようになりましたということですね。

またですね今この4.5mの写真の真ん中辺にですね、電柱が何本か立っておりまして、この電柱もですね、バリアフリーの観点からするとないほうがより安全安心に通行できるということですので、引き続きこの無電柱化、電柱をなくすという調整を現在進めているところでございます。

資料めくっていただいて3ページ目、国営公園のバリアフリーの取組という形で指定ということで国営沖縄記念公園をちょっと。首里城公園ですね。何でもかんでもバリアフリーできるかというですね復元整備という形でして元々、首里城の復元をしつつ、その中で可能な限りバリアフリー化を実施しているという状況でして、一般のコースを青い線で囲っておりまして、バリアフリーのすぐあの本来だとどこもかしこもバリアフリー化がいいかと言われるとなかなかそういうふうにはできない中で、バリアフリーのコースを別途作成していると。また、バリアフリーに当たってはですね、首里城公園のその施設との兼ね合い、ですから色合いですとか見た目とか、そういうところをちゃんと意識してですね、コースを作成しているというような形になっております。

続きまして4ページ目。官庁営繕のバリアフリーという形で那覇地方裁判所石垣支部の例示になりますが、後ろの方にも先ほど、新しく第二合同庁舎の3号館っていうのもちょっと資料もありましたが、那覇家庭裁判所においてはですね、案内板を大きくわかりやすい平易な文字記号で表記し、色彩は色と対比効果があるものとししました。

階段につきましては、一般利用者階段には2段手

すりですね、あの手すりが二重になっているのが写真でわかるかと思いますが、そういうようなものを設置しております。また多目的トイレですとか授乳室ですとか玄関も段差をなくすとかですね、点字ブロックをすとか、そういったものを取り組みとして行っております。

5ページからですね社会資本整備交付金というですね、国から県、市町村さんに自由度が高くてそれに工夫を生かせる交付金を交付しておりまして、1ページに戻っていただくと、右下ですね。令和元年度でいきますと、予算が300億円強交付することとなっているようなものがございます。

これ何ができるかということですね、資料をちょっとはしよらせていただいて恐縮なんです。めくって7ページ目8ページ目バリアフリーに関するですね、支援事業というのが二種類ございましてその紹介になります。

都市・地域交通戦略推進事業という形で赤線引いている支援策の概要のこととか赤線引いてるところ設置自由通路、駐車場バリアフリー交通施設等の整備に対して支援を行うような事業がありました。

それで、8ページ目ですね。バリアフリー環境整備促進事業、というものでこちらも動く通路スロープ、エレベーター等の整備ができるとそういった事業がありまして、9ページ目以降の事業に対する窓口の方のご紹介もあわせて掲載しております。

全体的な制度全般について私の建設行政課の方が所掌しておりますが、それぞれバリアフリー新事業に関する事前の相談等においてはですね、建設産業地方整備課という課でございまして、そちらの方にですねもしご興味ございましたらちょっと連絡をしていただければと思います。資料6につきましては、以上です。

高嶺／

どうもありがとうございました。ご質問の方ではですね、また発表の後でお願いしたいと思えますけども。それでは引き続きましてですね委員の方からの報告がありますので、那覇市ですね、今日来られてますバリアフリー基本構想策定に関する取組について、那覇市の都市計画課の島袋委員より発表をお願いしたいと思えます。

島袋／

那覇市都市計画課の島袋でございます。資料7をご覧ください。那覇市バリアフリー基本構想策定について取組ということで那覇市でバリアフリー基本構想策定に向けて2年前から少しずつではありますが取り組んでいるところであります。そのご報告をさせていただきたいと思えます。

1枚目のペーパーで那覇市が昨年度から総合計画第五次総合計画でスタートしてまして、その中でも「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けてということで柱にしております。

平成29年末、この基本構想に向けて勉強会的な感じなんですけど、共通認識の形成ということでスタートしまして、平成30年度、意見交換あるいは情報の収集などをまず行いまして、昨年10月には久茂地の周辺ではありますけど、基本構想策定検討会というのを立ち上げておりまして、その検討会の方々と私達で、久茂地の周辺をちょっとまず現場を踏査搭載してみましようっていうようなことでちょっと現場を調査させてそういった課題があるかっていう現地調査を一度行いました。

3月になんですけどこの重点整備地区の候補エリアへ、本格的には今年度なんですけど、昨年度、このこういう重点地区の候補といったところになるかっていうところの検討を行いました。

それで次資料めくっていただきまして、ちょっと字が小さくて恐縮なんですけど、上の方、右下に一番①とあるんですけど、これはあの、総合計画とか関連計画なしの関連計画の体系図的なものになっております。総合計画の位置づけがあったり、都市計画マスタープランの関連計画があるというようなことを表現しています。

下の方の②これはもうバリアフリー基本構想策定に関するガイドブックを転記してあります。次のページめくっていただきまして、③の方でこの候補地の優先度を検証するために、評価指標ということでケーススタディ的にこの①から⑤まで生活関連施設の分布状況とか人口分布とかそういったものを評価しようとして評価しました。

この④下の方なんですけどこの重点整備地区の選定に当たりまして、那覇市の都市計画マスタープランで地域別の検討地域ということで、都市計画マスタープランの地域別を参考にいたしました。①から⑥までエリアがある中で、この上の方の評価項目を照らし合わせて評価いたします。

次のページをめくっていただきまして、上の方で例えば①が那覇北地域とか、②が主に北地域とか、六つのエリアの中で③の那覇中央地域そこが生活関連他、人口分布とか言ったところで項目が「○」が多いというようなこともあって那覇中央地域を候補として重点整備地区の候補としてふさわしいんじゃないかというようなこと昨年度検証いたしました。

今年度、それで、基本構想策定をする予定にしておりまして、来月なんですけど8月にそれで委員のご依頼をさせていただきたいなと思えます。この委員には、例えば交通事業者さん、あるいは国とか県の行政の方々とかも含めて、本日、ご出席の方々を参

考にさせていただきながら来月ですのご依頼させていただきますと思います。

それで、バリアフリー基本構想のバリアフリー推進協議会の第1回の会合を10月ぐらいにできればなということで今ご予約をしております。那覇市の取り組みとしては以上でございます。

高嶺／

島袋さんどうもありがとうございました。この那覇市のバリアフリー基本構想については我々バリアフリー有識者会議があって、そこが数年かけて那覇市のほうにお願いしております、これが実現して、少なくとも宮古市以外に、那覇市が作成してことですごく嬉しく思います。

それでは引き続いてですね、平成30年度那覇空港、国際通りバスターミナル、障害者高齢者観光案内所、沖縄バリアフリーセンター運営実績報告書についてということで、先ほどから名前が挙がっております、バリアフリーネットワーク会議の親川委員、よろしいですね。

親川／

はいありがとうございます。説明がずっと続いておりました恐縮ですが、座位にて説明させていただきます。申し遅れましたがバリアフリーネットワークの親川でございます。そうですね先ほどからご報告の中でいろいろ出てきますが、私どもの那覇空港にそれから国際通りバスターミナルと障害者高齢者観光案内所運営しております。

沖縄県のリーディング産業であります観光の中でですね、障害を持った方や高齢者というところのカテゴリー的なところをですね、担って活動させていただいております。ここの中で資料9としてお持ちいたしましたので簡単に抜粋してお話をさせていただきますかと思っております。

問い合わせにつきましてはですね、手元の資料9の中の(1)でございますが、右肩上がりの問い合わせということでございまして、昨年度33ヶ所の観光案内所を含めまして、2万件を突破したというところでございます。

特に空港に関しましてはだいたい15000というふうには毎年右肩上がりで障害者や高齢者の方々の相談が増えているというようなところが見えるかと思えます。ページをお開きください。(2)になりますね。外国人観光客の利用が増加したということです。これは昨今沖縄県も訪日外国人の方々の来客が多く見られているわけです。それに追隨いたしましてですね。私どもの観光案内所の方にも外国からの問い合わせが、昨年度でいいますと約1200件という前年対比でいいますと、20%を超える伸びというものがああります。

特にセンター機能の中で一番のやはり国際通りの私どもの事務所があります、ドン・キホーテが位置する大きな地理的要因があったのかなということとは考えております。

それから次、下にいきまして、外国人の問い合わせの件数でいいますと、毎年伸びてきているということが見えるかと思えます。同じくですね私どもの空港の窓口でですね特に高齢者の方向けに、車椅子の貸し出し等を行っております。その中での差異というところを少し見ていただきたいのですが、外国人の方で問い合わせをいただいて車椅子を貸してほしいという高齢者の方が実はですね、あの全体の利用で言えば848でございますが、その中の15%は外国人の方からのお問い合わせであるというところでございます。

それから下に移りましてですね、平均的な貸し出しの泊数をそこに入れております。日本人の平均か

らですねだいたいこちら、泊数もありますが、平均貸出泊数といたしましては3.17でございます。沖縄県の観光2泊3日というパターンでございますがそれに合致しているかと思えます。

他方でですね、外国人の貸し出しの平均泊数といたしましては、4.45ということですから3泊4日以上ということでもあります。

特に外国人の場合は、月によって非常に貸し出しの泊数の変動が大きいということで、平均すると四泊でございますが、月によってはですね、6を超えているときあります。いわゆる5泊6日というような月もあるということでございます。

続きまして次のページをめくっていただきまして、外国人のベビーカーと思えます。これはもう数値の通りでございます、外国人の方々も借りて行かれるのが多いかと思えます。

それから(3)でございます、障害者高齢者観光案内所の拠点の拡大ということですね、実は今年度令和元年11月に福岡空港の中に案内所を設置いたしますというような広報活動が載っております。それから、最後のページはですね新聞にてこれ先日7月21日付に琉球新報さんから報道された内容が集約された内容になるかと思えます。

私の拙い説明よりはこの新聞は読んだ方が早いのかなと思えますが、このように那覇空港国際通りバスターミナルと障害者高齢者が観光で来られるだけのための窓口業務をしております。バリアフリーネットワーク会議からの報告は以上でございます。

高嶺／

親川委員ありがとうございます。これで全ての発表、報告終わっていますので、ちょっと今お願いできますか。

天津／

資料8ですけれどもすいません。建築物の委任条例の制定状況という資料があります。バリアフリー法第14条に基づく条例についてという形で、いわゆる今バリアフリーのずっと説明をしていました実施状況等に関係してですね、赤字のどこへ上の段の赤字、国は地方公共団体が条例で定めることにより義務付け対象となる用途の追加および規模の引き下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対し情報提供するものとする、二番目のところでですね。

あとは対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加および規模の引き下げ、並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である、という形です、バリアフリー法第14条3項で、地方公共団体はその地方の自然的社会的条件の特殊性により国の定めた措置のみでは建築物バリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は条例により以下の措置を講ずることが可能。義務付け対象用途に政令上、特定建築物含まれていない特定施設を追加することと規模の設定すること、構造配置に関する基準を付加することができることとされておりまして、その状況を資料としてつけさせていただきます。

これ今、条例をやるとかですね、なっているという状況ではないので参考としてこういう条例を制定することによって、基準とか、弾力的にできるという状況を情報提供になります。以上であります。

高嶺／

はいどうもありがとうございました。そうですね沖縄県もできれば状況をつかんで基準を上げていきたいと思うんですけども。これで全ての発表終わったようですので、ここからですね、ご質問それからご意見を自由に述べてもらいたいと思えますけ

ども。委員の方で発言したい方は挙手をして、所属と名前を挙げたいと思います。はい、では田中委員ですね。

田中／

これは質問でなくてもいいんですよ、自由意見ということで。沖縄県手を繋ぐ育成会、知的障害のある方の保護者で組織しております団体です。

現在沖縄県の中に知的障害のある方、私たちの会4500名くらいなんですけど知的障害の療育手帳という手帳持ってる方達が約1万4000人ほどいらっしゃいまして、この知的障害ってのはもうご存じだと思いますが、実は福祉的な言葉でありまして、医療費の用語では精神遅滞という言い方をします。

といいますのは実は大きく分類すると精神病の障害の中に含まれるという内部障害となっております。それで昨今、いろんな事件がありまして、精神障害のある方ではないかというような疑いを持たれるような今日ちょっと悲惨な事件が続いております。実はこういうこともあるということだと思っておりますが、全国でこういう障害のある方たちの施設を作ろうという動きをする中でですね、この5年間で約60ヶ所ぐらいで今、抗争が起こっております。要はうちの町に作るなど、作ってはだめだというような、地域のそういう意見がとて出しております。

現在の国の制度の中ではこの障害者施設をつくる時に地域の賛同は必要ないと要は作ってもいいというふうになってるんですが、ただそうはいいましてやはり地域との共生ということを考えて理解をしていただきたいということでそういうことを言うと、やっぱり反対意見が出て裁判になっている事例も実はたくさんあります。

その裁判の中で埼玉でしたか、最近これは合法

だからつくことに許可をするというような事例も出ているというのが現状ではありますが、先ほど言いましたようにいろんな世情の中です。最近、私たちの施設で通っていただいている方たち中にやっぱり多動な方がいらっしゃるんですね。

ちょっと少し動作がおかしいとかいうようなことでもこの方たちはもう何十年もそういう行動を道路などでやってるんですが、最近そういうこと方を見てですね、通報されることが多くなったんです。

挙動不審な人がいると、警察の方からそういう問い合わせが来たりということが最近増えました。それでですね実はご存じだと思いますが、東京都の方でこういうマークを出してるんですよ。ヘルプマークもうご存じだと思います。

これら東京都に著作権がありまして、内部障害の方たちが障害者だけではなくて、いろんな身体がご不自由の方あるいは妊婦さんとか高齢者、そういう形でこれをつけて、自分が実は少し特殊な事情があるんだということをあらわすマークなんですね。

東京都に著作権がありまして、ただそれは全国でこういうものを必要とするということで沖縄県でも実はこれを配付していただいております。

これはどこでももらえるかっていうと、ご存知の通りあの実は市町村の窓口なんですけど、東京ではですね、駅などでもこれ配布してるんです。それでいただくのは市町村の窓口に行って、その障害手帳を出さなくても、これをくださいって言って住所も書かないで「ください」って言えばくれるようになってるんです。

それだけ簡単に手に入るっていうことで実はこれは悪用するためにネットで今出してるような方たちもいるんですよ。駅でも東京の駅などでは言えばもらえるというだけつけてれば、例えば優先席にも優先的に座れるような感覚を持たれるような形の中にいらっしゃいます。

ただ、沖縄県ではあまりこれを活用されていないんですが私たちもまた、組織の中でとにかくつけろと、バスに乗るときあるいは道路で困っているようなときにもしかしたら誰かが協力してくれるかもしれないというようなことで使用してるんですが、なかなか周知されていないということが事実であります。

ですから皆さんがたの組織の中で、もしあの、こういったものをつけてる方を見かければ、やはりそれなりの協力をしていただけるような形の周知啓発をぜひお願いしたいと思います。またこれももしあれだったら、こういったポスターも県の方にありますので、そして皆さんがたの組織の中に配布していただいて、より大勢の方たちに共生的な生活ができるような取り組みをしていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

高嶺／

はい田中委員ありがとうございますそれでは、ほかに。今日はかなり発表が多くてですね皆さん中身はもう覚えてないかもしれませんが。何かぜひ。ご質問、ご意見でも。はいでは、仲根委員。

仲根／

はい脊髄損傷者協会の仲根です。ちょっとご質問させていただきたいと思います。まずその前に、報告を受けまして、沖縄県は、観光立県というところから、その観光というところからそのバリアフリー化がどんどん押し上げられているというのをとても強く生活感としても感じております。

先ほどのリフトバスの方も、観光バスの導入が20%でしたかね。まさしくあれなどは県外から特別支援学校の生徒さんが修学旅行で来るそのときに、観光バス必然性なので、そういう受け皿を協会さんがご努力いただいてそれぞれの事業者のご努力いただいて広がっているなど、そういう意味では沖縄

県のバリアフリー化、そういうそのご努力については本当に感謝したいなというふうにまず伝えたいと思います。

もちろんノンステップバスも含めてであります。一つ一つ私達も課題を毎年設定しながら、取り組もうと思っておりますがちょっと私ども脊髄損傷者協会は車いすユーザーの団体でありまして、道路のバリアフリーってのが私達にとって生活道路としても課題がありまして、観光でいらっしゃる車いすユーザーの皆さんも案外そこへの苦情というのが私どもへ直接入る状況がございます。

そこで、資料の26ページの方でございます道路のバリアフリー状況について、調査基幹生活関連経路を構成する全ての道路のバリアフリー化。続いて約9割は実施済み、これは全国の平均。沖縄県が88.4%とありますが、この道路はどこが生活関連経路を構成するものなのかというデータみたいなものが公開されているのか、そういったものについてぜひ私どもも確認したいなあとというふうに思っております。私ごとですが最近で言うと、泊大橋から、サンエーのパルコシティまで運動のために歩く、と思って、泊大橋を渡ったらですね、降りられませんでした。

方向空間が道路があるのですが、てっぺんの方に行ったら、いけないんですね。おりていけないと。階段になっていてびっくりしました。そっからですねまた戻って、そっから下の方から泊大橋、港湾を回って行ってまたこの安謝の方から行こうと思ったら今度は道路が段差切り下げがなくて渡れない。またバック、という感じのものがあつたりですね、とよみ大橋も同じでした。

段差切り下げが45度ぐらいで登れなかったんですね。豊見城から那覇市行きの左側の道路の方は車いすでおりにられなかったんです。バックでしたたず

つと。

そんなふうなことがですね、日々の生活の中で、遭遇するときに、そこについてどう対応していいのか、それを問題提起をどんな形で窓口していいのかっていうことを常日頃悩んでいるところがございます。そういう意味でこの調査した道路の状況など教えていただければ、私たち自身も確認をしていきたいということもあることとあわせて、先ほどバリアフリー事業の相談窓口ということがご説明がありました支援事業の相談窓口、こういう道路に関しての、市道県道国道も含めた、相談の窓口という形に、担える窓口なのか、この2点をちょっとお聞かせいただけますか。

天津／

窓口の方ですけれども先ほどちょっと資料の方で説明させていただいたバリアフリーの事業として、いわゆるその都市と住宅に関してのバリアフリーの窓口という形で紹介させていただいて道路に関してはやはり道路管理者の方に、お問い合わせの県道ですと県、各事務所とかですね出先機関等がございますので、やはりそういうところでバリアフリー化される予定があるとかないとかってというのは、やっぱり県とか国のそれぞれの道路管理者道路について道路管理者に問い合わせしていただく方がよく、まだちょっとワンストップですね、ここに話をすると横展開ですね、全てちょっと情報が行き渡るといような状況にはなっていないので、ちょっとその辺も含めてですね、今後ちょっと対応をうまくできるようにですね、考えていきたいと思えます。

あと先ほどいただいた道路の現在のその特定、道路についてはちょっと担当の方からですねちょっと説明させていただきます。

岡本／

建設行政課で補佐をしています岡本といいます。先

ほど26ページの沖縄の方の資料の数値なんですけど、道路延長で4.3キロというのがあります。これについては特定道路の指定をされた区間が沖縄は4.3キロということで、これ具体的にはですね、場所というとな那覇市のちょっと何箇所かあるんですが、明治橋の横の国道の329号ですね、58号のタッチの交差点のところから郵便局のあたりまでの区間と、もう1ヶ所が那覇市のモノレールの牧志駅から安里の交差点付近までの区間。

それとあと、那覇市のこれ首里駅ですね。首里駅からこれは首里城向けの区間と、先ほどちょっと説明もあつたんですがモノレールの延伸部分のところです。ここがまだ完全な整備済みになってないんですが、その区間で合わせて全部で今4.3キロ。ということでそのうちの3.8キロが整備済みという形の数字になってます。

あの実はこれ今年度すいません昨年度ですね今年の2月頃になるんですが、国交省の方からの追加の案がすでに発表されてます。沖縄の方もこれ以外にいくつかの追加区間をあげてはありますが、まだ指定の段階にはまだ至っておりません。記者発表で春ごろという形になってたんですが今のところちょっとホームページでも確認できておりません。まだ、指定になっていないんですが、追加であと何キロか追加されることになると思います。

基本的考え方としては駅とかですね、バスターミナルとかそういった人の集まる場所を中心半径2キロ以内の道路を指定を進めておりますので、これからちょっと追加される箇所もちょっとそれ以外の、今言った場所以外のところで何キロか指定されると思うんですが、これはちょっとまだ、国交省の方で指定されたら、おそらくホームページの方で公表されるようになると思います。以上です。

仲根／

ありがとうございます。一つはそういう道路管理

機関っていうんですか、国縣市等々の機関のワンストップな相談窓口は今現在ないということは、正直、これは前々から課題だったと思います。

例えば久茂地交差点 58 号線の交差点も、あれ県道、市道、国道全部またがっていて、あそこは 5 センチの車道と歩道の段差問題が 5 年ほどあったときに、国縣市、全て引っ張り合いだったんですよ。

全然その調整機能が発揮しなくて、私たちは市道も県道もそれぞれ窓口全部 1 対 1 で向き合って修繕の調整をもうね、2 年がかりでやった経緯がありまして、そういうその道路事業の沖縄県ですや、やはりワンストップの窓口の中で、やっぱりチェック機能を果たしていくという、そういう窓口機能のぜひ創設みたいなことについて、道路管理者間でですね、ぜひ協議をして前に進めるようなことにご努力いただけるとありがたいなというふうに思っています。

あと道路の整備について、思った以上に限られたものなんですね。私は正直もっと広い、何百キロという枠組みの中でたくさんあって、それで 88. なのかなって勝手にイメージを持っていたので、これについてはホームページで公開されているという理解でよろしいのでしょうか。

先ほど言いましたように、その対象エリア外の課題がやっぱりたくさんあると思っていてそういうさっき言った泊大橋はあれは、国道管理ですよ？ 国土交通省、港湾道路ではないんですか。あ、市道に、なるんですね。

というふうに私どもわからないんですね全くこの辺が。そういうその市民の声を受けとめるということがとても道路事業者に求めていきたいと思っておりますので私どももそういう推進に問題提起もしながら行きたいと思っておりますのでまたご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

高野／

どうも仲根委員ありがとうございます。今の提言はすごくいい提言だと思いますよね。調整機能のあるような、そういうところをぜひですね設置していただきたいというふうに思います。それでは、他に皆さんご意見ご質問、はい、親川委員。

親川／

バリアフリーネットワークの親川でございます。都市公園とそれから、都市公園についてですが、これは資料 4 の 29 ページですね。そこについてなんです、私から申し上げたいのはちょっと提案ということです。

都市公園含めてですが近隣公園とか地区公園とかいろんな公園が様々な形であると思うんですが、ここで言うところのですね上の段ですが、例えば園路であるとか広場、駐車場、便所というようなところが調査項目という言い方ではないんですが、なっていると思うし、都市公園の中には当然、例えば高齢者のですね、健康遊具の設置率がどれぐらいあるのかとか、ただ公園というのが、子供たちが遊ぶ事もあれば大人の人が散策したりするというわけですからその中に、例えばハード的なところで、例えばトイレであるとか最低限のものを設置しているプラス、例えばその中に、高齢者が楽しめる健康遊具がどれぐらい設置されてますよとか、それから例えば障害を持った子どもでも遊べる遊具というのがどれぐらい設置されてるのかっていうのを、実は調べていただきたいなと思っております。

ただ単に公園をつくるハード的な整備ではなくその公園を楽しめるものが障害者にとってあるのかとか高齢者にとってもあるのかというのはすごく大事なところであるし目線だと思いますので、今後調査をされるときには、基準の中に入れろとまでは申しませんが、その公園の中に健康遊具がいく

つありますとか、その中に例えば知的の子が遊べる遊具が何個ありますよとかってというのはあげて、それが例えばユニバーサル度とかバリアフリー度で言えば何%ですとか、面積に対してこんだけの遊具ありますよとかってというようなものを何らかの基準をつけてくれると、ただ単に公園を整備しました、トイレを直してますってというよりは、公園の本来の目的の中には例えば健康を求めるための遊具があるのかとか、様々なものがあるかと思います。このようなことも調査をしてほしいということのご提案でございます。

それからもう1個お聞きしたいのですがですね、官庁営繕ですが、資料6のですね、4ページでございます。ここの中に多目的トイレとかもあります、これはちょっと質問になります。トイレに例えばオムツ替え用のシートとか、それからベビーキープというのがあります。これは男女比率って、法令上何かあるんですかね。何が申し上げたいかというところ、男女比、法令上、協働の社会とかっていいんですが、女子トイレにもものすごい割合で授乳何ていうのかな、ベビーベット、オムツ替えがあったりとかするんですけれど、男子トイレの場合非常に少ないんですね。

それから、男性の方がお子さんを連れてトイレに入るときにベビーキープがあるというだけでお子さんを連れていけますけど、ほとんどが女子トイレなんですね。我々が那覇市で調べたときだけでも30%未満でした。

ですからこれって国の中で、トイレを設置するときには何か基準があるのかないのかを教えてくださいませんか？端的に申し上げますと、トイレにそういうのを設置するときの基準があるんですかということでお聞きします。

天津／

大変申し訳ありません。ちょっと私その知識を今

持ち合わせておりませんで、関係部署に確認をしておきたいと思っております。

砂場／内閣府沖縄総合事務局 開発建設部営繕課

ご質問の件ですけれども、国の建物の基準としては、特段何%という内容はありませんが、身障者トイレだけではなく、一般の男女トイレにもオストメイトやベビーシートをできるだけ機能分散しなさいという内容がございます。男子トイレ女子トイレに限らず、集約するのではなく極力分散していく流れになっていますので、今後の国の建物の新築などについてそのように対応していこうと思っております。

親川／

ありがとうございます。ということは基本的に基準がないということでもいいんですか。わかりました、いや今日は県の方とか市の方もおられていると思いますが、男子トイレにも基本的にはベビーキープであるとかオムツ替えというのは基本同じように設置をしないといけないと私自身も思っています。

これは今日は県の方へ市の方にご質問しませんが、国で基準がないのであれば例えば市や県の中で何%例えばトイレをつくる時には少なくとも、三房以上のときはひと部屋を作るとかというような基準が今後できてくるのかもしれませんが、これは今日県の方とか市の方とか聞いておられるかと思っております。そこは今後、市や県の中でも協議をしていただきたいなと思っております。失礼いたしました。

高嶺／

はい親川委員、どうもありがとうございます。それでは、ちょっと私も質問させていただきます。

これ資料4のですね、30ページの方に路外駐車場31ページですね。この辺があるんですけども。一つは路外駐車場の定義がよくわからないと、それと路外駐車場のバリアフリー化っていうのは何を意味

するか、その辺少しご説明をお願いできますか。

天津／

路外駐車場のバリアフリーなんですけど、いわゆる駐車場の出入り口の段差とかの部位とあと高齢者とか、障害のある方の車をとめる専用の事で入り口に近い場所ですね、ここ便利な場所にそういう専用のものを設けているかというのを、バリアフリーとして実施できてるかっていうのを、ここで示しております。

高嶺／

路外が言ってるのはちょっとどういう路外駐車場ってこれ道路にある駐車場っていう意味。

天津／

外部施設に付属して設置されている駐車場ではなくてですね駐車場を単体として設置されているこの建物のためすぐ横ってか何かに大きな駐車場があるかと思えますけど。その中で、障害者対応があるかと。まだ進んでないという状況になっております。

高嶺／

その辺からすると、今、私も普段車いすで車使ってますけども、最近の駐車場はちょっと今、私も困ってます。最近の駐車場はもうほとんど使えないんですよね。車止め（ロック板）が出ますよね。そうするともう車椅子から出られなくなります。乗り入れができなくなるので、ですから、駐車場の中でも、1台位ぐらいはですね、そういうストッパーなしの、車椅子のマークを入れてやるようなそういう取り組みをぜひやってもらいたいっていうように思います。これも私、普段からずっと感じていることです。

皆さんご存知ですよ。車止めの駐車場の有無、こういうことがありますので、車椅子の方はなかなか難しいと。

高嶺／

他にどなたかいらっしゃいますか。

饒波／

こんにちは、沖縄旅客船協会の饒波です。ある話題をご紹介しますと存じます。「1人で歩くな」全盲男性、点字ブロックで通行人とぶつかり、白杖壊れ、蹴られる、八王子」これは毎日新聞の今年の7月5日電子版なんですけど。八王子市京王 八王子駅前の路上で今月3日、点字ブロック上を歩いていた全盲の男性が通行人と正面からぶつかり白杖が壊れた。つえを拾おうとかがんだところ、男の声で「目が見えないのに1人で歩くな」と言われ、右足を蹴られたという。怪我はなかったが、相手はそのまま立ち去ったという。

被害に会ったのはNPO法人「八王子市視覚障害者福祉協会」副理事長で市内に住む宮川純さん、41歳。3日午前8時ごろ、JR八王子駅前でバスを降り、歩いて職場の福祉事業所に行く途中だった。予備のつえを使って職場に着くことができた。散らばったつえの部品を拾ってくれた通行人が、ぶつかった相手は「20～30代のサラリーマン風の男」だったと教えてくれたという。宮川さんはぶつかった直後にスマートフォンが落ちたような音を聞いた。毎日新聞の取材に「もし歩きスマホなら絶対にやめてほしい。白杖がなければ、外を一步も歩けない人がいることを分かってほしい。予備のつえで歩いているが、不安でたまらない」と訴えた。助けてくれ人や心配して声をかけてくれた人に感謝の気持ちを述べた。

社会福祉法人「日本盲人会連合」は6月、駅の安全対策として「歩きスマホの禁止」などに取り組むように国土交通省に陳情している。通行人とぶつかって転倒し入院した例もあるということです。この心無い言動に心が痛みます。障害者への心ない言動です。これはマナーを守る、例えば商業施設の障害

者専用駐車場のマナーを守るとかこういうことに準ずると思うのですが、また前のことであり頭が痛いことです。

また、別紙2の移動等円滑化評価会議の委員名簿の中に上から5番にある藤井克徳氏がいらっしゃいます。認定特定非営利活動法人日本障害者協議会の代表であります。藤井さんの著書で、人間社会と切っても切れないこの「障害」という課題に「私たちはどのように向き合えばいいのでしょうか。」という部分があり、『このことを考える手がかりの一つに、かつて国連が明言した決議文の一節が思い起こされます。それは、「障害者を締め出す社会は弱くもろい」ということです。つまり、障害のある人に対する政策水準が高いほど、寛容性のある、誰もが住みやすい社会になるというのです。』本当に社会が障害者に対する寛容が求められると存じます。以上です。

高嶺／

饒波さんどうもご意見ありがとうございました。他に皆さんいかがですか。じゃちょっと私のほう会長の高嶺ですけども、資料8のですね、この建築物の委任条例の制定状況ということで、この資料を見たの初めてでですね、これ今のバリアフリー新法の基礎基準を各都道府県、市町村のさらに強化できるというそういう趣旨のおそらく条例になってると思っておりますけども、今まで多くですね市町村、ほとんど市町村、それから県がですね条例作って、この強化してるっていうのがよくわかっております。

それは私が一番懸念しているのはバリアフリーシンポなんかでもあの建物の基準になるのが2000平米ですよ。2000平米の建物と言うともうかなり大きな建物で、大きなスーパーマーケットとかショッピングモールとか、そういうところは基本的にはバリアフリーなんだけども、我々が一番使っている近くのお店とかですね、近くのレストランとか近く

の銀行というのは基準に入っていないわけですよ。

そういう意味では本当はそういう平米のやっぱり基準をもっともっとう低くしてどこでもバリアフリーのあるそういう取り組みとかもっと必要じゃないかと思います。

ちょっと資料を見て、鳥取県ではこれ全ての対象物でバリアフリー化を義務づけられてますよね。だからここまででなくても、おそらく諸外国ではバリアフリーはもうその建物の大きさに関係なく誰でも使えるようなところはバリアフリーにするっていうのがもう既に基準になっていると思いますので、できれば沖縄県でもそうですね、こういう条例をつくる取り組みをぜひ始めてもらいたいというふうに思うんですけども。すいません。県の方で何かそういう建築部の方でそういう今バリアフリー条例の担当の部署っていうのはどちらなんですかね。

教えてください。

大城／

沖縄県障害福祉課で福祉のまちづくり条例ということで所管してます大城と申します。委員から話があった件ですけども、沖縄県のはまだこういったあるいは取り組みしてないんですよ。現在ですね、平成9年に作りましたまちづくり条例でもってですね、いろいろそういった障害者高齢者等に使いやすいということを目的にしたですね、基準を設けまして、この基準はですね一応最低限、クリアしてほしいというような基準でもって条例を制定してましてですね、まず沖縄県としてもまずこの基準以上にもですね、沖縄県としても事業者によっては整備することを今現在そういった障害者高齢者等に繋がるような形で進めてほしいことをお願いという形ですね、先日もちょっと依頼文書等で行っているところでした、まずこういった現在の条例の県で持っている条例を適合させつつ、それからそれ以上のもの

のも障害者等の配慮したものも事業所等の判断で
お願いしたいというのが現状です。以上です。

高嶺／

はいどうもありがとうございました。ちょっと私の
感じとしては最近民間の企業例えば銀行なん
かも平米に関係なくやっぱ新しい建物はかなりバ
リアフリーにされてきてますよね。それとレストラ
ンとかそういうところも新しいところは最初から
もバリアフリーっていうのが当たり前になってい
ますので、やっぱり条例でもって少しそういう民間
の取り組みもですね、後押しできるようなそういう
取組もぜひ県や市町村でやっていただきたいとい
うふうに思います。他に皆さんご質問ご意見ござい
ませんか。はいでは、本田委員。よろしく。

本田／

沖縄県聴覚障害者協会の本田と申します。今回参
加するの初めてですが、代理として参加しておりま
す。今のお話を聞いておまして、ほとんど、障害
者、身体障害者に対するバリアフリー例えば道路で
すとかパーキングなどですよね。私どもの障害に関
しては皆さん（聞こえる者）と同じような形に見え
るかと思います。耳が聞こえないという点ですよね。
生まれたときからずっと聞こえない状態で生活し
ております。聞こえた経験は全くありません。

その生活の中では、見て判断する生活になります
ね。視覚情報が大切になります。その中で質問した
いことがございます。

例えば河川ですとか道路、港、等いろいろありま
すが、耳が聞こえないということに対して、どっか
空港で空港でのこととお話ししたいと思います。い
ろんな県外に行くことがあります、私のように出
かけるものは多くありません。県から出ることもな
い聴覚障害者もおります。

私が感じておりますことは、空港の中で、突然都

合があって、ゲートが変わりましたとかいうような
緊急の情報ですね。文字で表示されたりしますので
わかりますが、広い空港や広いデパートなどもあり
ますが、そういった場合ですと情報を取るのに苦労
します。聴覚障害者の家族が旅行に行くときに、子
供がいなくなってしまうたり、子供が迷子になっ
てしまったりというような場合、普通は放送で、連絡
をして迷子預かってますっていうようなことが知
らされると思いますが、それで安心して受け付けて
子供と会うということもできますよね。

でも家族が親が聞こえて子供が聞こえない、また
親が聞こえなくて子供が聞こえるという場合もあ
ります。家族全員（デフファミリー）が聞こえない
という場合もあります。

そういった家族に対して情報のアクセスの方法
ですね。そこにとっても不安を感じております。その
ような件ですとかまた空港の中にトイレがござい
ますが、そこでの情報は何もありません。何が起
こったのかわからない。聞こえる人は放送で聞けば
何か起こったんだなっていうのはすぐ判断できま
す。

移動行動などもできます。避難行動ですね。聴覚
障害者の場合は何も放送等聞こえませんのでわか
りません。そういったときの対応なども考えていた
だきたいと思います。例) 文字表示機、フラッシュ
ライトなど。

その話今お話しいたしましたが、三宅さんがお話
がありましたでしょうか。空港はほとんど100%バ
リアフリーというふうにあったとする報告があ
ったとする報告があったと思いますけれども、私は
どうしてもまだまだ足りない部分があると思いま
す。情報保障という点では、まだまだ足りない部分
があると思いますが、そちらの方はどういうふう
にお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

三宅／

基準自体はおそらくおっしゃる通りないんだと

思うんです。すみませんちょっと見切れなかったんですけれども。おそらく、ないです。

石谷／

確かに基準の中でですね文字情報については、いわゆるその車両の運行とか、船舶航空の運行等に関する情報についての提示というのはその基準の中にあります。ただ今お話のありましたような、例えば本当に聴覚に関する諸障害をお持ちの方に対する、情報提供ですねそれ以外について、何か明確に定められているのかということ、正直基準がなく、そこは文字情報、今基準にあります運航に関する文字情報というその範囲でそれぞれのターミナルだったり鉄道なり航空会社その他が対応しているという状況かと思えます。

確かにどちらかといいますと、視覚障害、聴覚障害の方に比べると視覚障害の方につきましてはいろいろと基準を設けて誘導ブロックだとかその他いろいろ基準は定めているところがございます。確かにその聴覚障害の点につきましては、そういう意味では視覚障害等に比べますと、そういう基準等でも明確にされてない。

したがって、そういうところあるかと思えます。

したがって、利用される方にとってですね十分でないと思われることが多々あるかということがあるかと思えます。今ちょっと今日貴重なご意見をいただきましたので、ちょっとこの件につきましてはちょっと国交省のですね、本省の方にもちょっと伝えて、本省の考え方も含めてですねちょっとこれは我々もちょっと確認をまずして今日のご意見にどう対応できるかということは我々としてもちゃんと検討してまいりたいというふうに思えます。貴重なご意見をありがとうございます。

高嶺／

はいどうもありがとうございました。情報保障に関しては、なかなかハードのバリアフリーにはとり組めないってことはあると思うんですけれども、これからやっぱり災害時の対応とかですねおそらく空港でもそれが必要になってくるかと思いますので、例えばトイレにフラッシュライトをつけて危険を伝えるとかですそういう基準もできれば早めで作っていただければと思います。本田委員、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは皆さん。そろそろ時間もありますので意見交換会はここで終わります。はいそれでは、進行のほうを児玉様の方におねがいたします。

司会／

高嶺会長ありがとうございました。

続きまして、議事次第4その他に移りたいと思います。そこで先に那覇第2合同庁舎の3号館を建設予定のUDレビューについてのご案内がありますので、沖縄総合事務局開発建設部営繕課の砂場営繕監督官からお願いいたします。

砂場／

開発建設部営繕課の砂場と申します。最後から二つ目に付いている資料でございます。参考資料、第2地方合同庁舎3号館ユニバーサルデザインレビューについて、現在3号館を設計中ですので、この場をお借りしてご紹介と、レビューの協力依頼をさせていただきます。

裏面をめくっていただきまして、3号館について紹介いたします。中段の左側、概要と書かれています。

所在地はおもろまち2-1-1、皆様が今おられるこの敷地になります。建物規模は鉄筋コンクリート造9階建て。入居官署は沖縄総合通信事務所、地区税関、沖縄气象台、沖縄総合事務局南部国道事務所の4官署になります。

まして、第1回移動等円滑化評価会議沖縄分科会を終了いたします。本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございました。皆様、お疲れさまでした。

スケジュールは本年度まで設計、その後工事を3年かけて行う予定です。中段右側に写真がございます。今1号館、2号館が建っておりまして皆さんは2号館の5階におられますが、この隣に3号館が建ち、1、2、3号館と並ぶ予定です。

資料をめくっていただきまして、続いてユニバーサルデザインレビューについてでございます。沖縄総合事務局開発建設部では、庁舎を高齢者や障害者の方にもご不便なく利用いただけるよう、ユニバーサルデザインに配慮した官庁施設の整備を推進しています。

ユニバーサルデザインと申しますのは、多様な人が利用しやすいデザインという意味で、建築で言えば、段差の解消、点字ブロックの配置、わかりやすいサイン計画などになります。この取り組みの一環として、ユニバーサルデザインレビューを行い、那覇第2地方合同庁舎3号館のユニバーサルデザインに対する利用者の方々のニーズを把握いたします。

関係する団体の方には、レビューへの参加について、後日私から個別にご相談をさせていただければと思いますので、お忙しい中とは思いますがご協力のほどよろしく願いいたします。9月の中旬、2時間程度で行えればと思っています。場所は皆様のおられる2号館、内容については、概要説明の後、設計図やイメージ図を用いた設計内容の説明をさせていただいて、庁舎へのアプローチ、玄関、エレベーターについてご意見をいただくことを予定しております。以上になります。ご協力よろしく願いいたします。

司会（児玉） /

ありがとうございました。その他ございましたらちょっと短い時間ですけれどもこの場で承りたいのですが、いかがでしょうか。それではこれをもち